

名護市新型コロナウイルス感染症に係る水道基本料金免除実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の影響を鑑み、名護市水道給水条例（以下「条例」という。）第38条に規定する免除及び名護市水道給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）附則第2項に基づく免除方法等について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、条例第38条の規定に基づき免除の対象となる者は、名護市と給水契約を結んでいる専用給水装置を使用する全ての者（官公署用を除く。）とする。

2 次に掲げる者は、免除の対象としない。

(1) 臨時給水装置の臨時用を使用する者

(2) 私設消防栓の消防用を使用する者

(水道基本料金の免除)

第3条 この要綱により免除となる料金は、前条第1項に該当する者の令和2年6月分及び7月分の水道基本料金とし、水道基本料金を超過した料金（超過料金）については、免除しない。

(免除の申請)

第4条 本要綱による水道料金の免除は、施行規程附則第2項の規定に基づき、申請を要しないものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項が生じたときは、その都度管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

